

特定非営利活動法人 グッドネーバーズ・ジャパン定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパンという。
英文では Good Neighbors Japan と表示する

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、世界各国のグッドネーバーズと共通の理念に基づいて、民間の支援団体として広く支援を募り、貧困、疫病、自然災害、戦争や武力紛争等によって人権侵害の危機に瀕している子ども達及びその家族の力となる事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、同法を単に「法」という）

第2条別表1号（ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ）

同 5号（ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ）

同 8号（ 災害救援活動 ）

同10号（ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ）

同11号（ 国際協力の活動 ）

同13号（ 子どもの健全育成を図る活動 ）

同17号（ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ）

を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 困難な生活環境にある子ども達およびその家族のための支援事業
- ② 大規模自然災害または紛争等の発生時における緊急人道支援および復興支援事業
- ③ その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、理事会において推薦された個人又は団体。

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を事務局に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

- 2 代表理事は、正会員又は賛助会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 名誉会員は本人の承諾をもって会員となる。
- 4 正会員および賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 1年以上音信が不通のとき
 - (3) 会費を1年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
 - (4) 除名されたとき

(除 名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の過半数の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上。
- (2) 監事 1 名以上。
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事は互選により次の役職者を選任する。
 - (1) 代表理事 1 名
 - (2) 副代表理事 1 名
 - (3) 常務理事 1 名
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、他の同一の団体の役員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある役員の合計数が、役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

- 第 1 2 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故がある時、または代表理事が欠けた時には、代表理事の職務を代行する。
 - 3 常務理事は、事務局長を兼務し、この法人の事務処理を遅滞なく行う。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任 期)

- 第 1 3 条 役員の任期は、2 年とする。
- 2 役員の再任は妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 前 3 項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第 1 4 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第 1 5 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第17条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 入会金及び会費の規定
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員を選任・解任
- (7) 理事会から付託された事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第12条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招 集)

第21条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書

面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とするが、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会での表決権等)

第25条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 正会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4 前2項および3項の場合における前2条及び次条第1項の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(定足数および議長)

第31条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者とする。

(議決等)

第32条 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。
- 4 前2項および3項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

（資産とその区分）

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入
- 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第36条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（経費の支弁）

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の区分）

第38条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第39条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。

（暫定予算）

第40条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業計画、予算の追加及び変更)

第41条 事業計画及び予算の作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定の事業計画及び予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第42条 代表理事は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 主たる事務所には、翌々事業年度の末日までの間次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

(1) 前事業年度の事業報告書

(2) 財産目録

(3) 貸借対照表及び収支計算書

(4) 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)

(5) 正会員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(6) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において定めた他の特定非営利活動法人又は法第11条第3項に掲げる法人に帰属させるものとする。

第9章 雑 則

(公 告)

第50条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委 任)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

附 則

1 (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員
入会金 0 円、 会費 月額 1,000 円
- (2) 賛助会員
入会金 0 円、 会費 年額 10,000 円

3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成18年5月31日までとする。

代表理事 窪 誠

理事 韓 福相

理事 野澤萌子

理事 藤本伸樹

理事 李 一夏

監事 李 健泳

監事 齊藤日出治

4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年5月31日までとする。

附 則

この定款は、令和3年6月16日から施行する。